

■「一級技能士コース ビルクリーニング科教科書2022(改訂3版第1刷)」 加筆・修正の概要

記載内容を見直し、次の通り語句等の修正を行っています。

頁	行	2017版	2022版
7	22	それまでの急速な発展は見られなかったが、 <u>事業登録制度1980(昭和55)年などが確立された。</u>	それまでの急速な発展は見られなかったが、 <u>1980(昭和55)年の建築物衛生法の一部改正により事業登録制度が確立された。</u>
12	5	世界保健機構(WHO)の憲章では	世界保健機関(WHO)の憲章では
12	15	ヒトの健康影響は図1-5に示す3段階に分類される。	ヒトの健康影響は図1-6に示す3段階に分類される。
13	4	図1-6中のbの	図1-7中のbの
15	11	表1-4に時代背景とともに建築・空調技術の変遷を示す。	表1-3に時代背景とともに建築・空調技術の変遷を示す。
16	表1-3	コミショニング	コミ シ ョニング
16	表1-4	一酸化炭素の含有率 100万分の10(厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値)以下	100万分の6以下
16	表1-4	温度 17℃以上28℃以下	18℃以上28℃以下
17	表1-5	人体～ウィルス	人体～ウ ィ ルス
19	18	作業区分を3種に分類して、～ 精密な作業: 300ルクス以上、 <u>普通の作業: 150ルクス以上、粗な作業: 70ルクス以上</u>	作業区分を2種に分類して、～ <u>一般的な事務</u> 作業: 300ルクス以上、 <u>付随的な事務</u> 作業: 150ルクス以上
20	表1-6	共用空間 応援室	共用空間 応 援 室
23	12	一般環境中によく見られる真菌は～ <u>好色酵母</u> など	一般環境中によく見られる真菌は～ <u>アカカビ</u> など
23	18	ビル内においては浴室～クロカビやススカビ、コウジカビ、 <u>赤色酵母</u> などの発生が多い	ビル内においては浴室～クロカビや <u>アカカビ</u> 、ススカビ、コウジカビなどの発生が多い
25	31	表1-10に	表1-9に
41	29	材料・構造表示記号・平面表示記号が示されており(表2-7・表2-9),	<u>平面表示記号</u> ・ <u>材料構造表示記号</u> が示されており(表2-7・表2-9),
46	11	ホルムアルデヒドは、 <u>新規</u> 、大規模な改装等が	ホルムアルデヒドは、 <u>新築</u> 、大規模な改装等が
60	20	1978年(昭和53年)	1978(昭和53) <u>年</u>
68	図3-1	ビニル系床材の分類(JIS2010年版)	ビニル系床材の分類(<u>JISA5705 2016</u>) <u>JIS改訂に伴う表記修正</u>
84	10	壁の面台(ライニングトップ・ライニングカウンタ)	壁の面台(ライニングトップ・ライニングカウン ター)
107	29	薄い連続したフィルム状の皮膜	薄い連続した フ ィルム状の皮膜
108	2	多くの場合、合成樹脂の中に金属(主に亜鉛)を介在させていることである。	多くの場合、合成樹脂 <u>と</u> 金属(主に亜鉛)を介在させていることである。
108	12	表からわかるように、ワックスタイプはワックス(ろう)を主成分とし、	ワックスタイプはワックス(ろう)を主成分とし、

頁	行	2017版	2022版
117	19	その電圧を測る単位として <u>で</u> ボルト	その電圧を測る単位として <u>て</u> ボルト
120	41	<u>永</u> 年放置しておく	<u>長</u> 年放置しておく
128	22	ドライ型とウ <u>ェ</u> ット型の2系統があり	ドライ型とウ <u>エ</u> ット型の2系統があり
131	9	吸込み仕事率(W)= <u>0.1634</u> (定数)×風量×真空度	吸込み仕事率(W)= <u>0.01666</u> (定数)×風量×真空度 <u>JIS C 9108(2009年)</u>
145	27	髪の毛の約120分の1 <u>く</u> らいまで分割し	髪の毛の約120分の1まで分割し
151	31	現在は、～静電気を利用してほこりを付着させて除去するものが <u>開発</u> されている。	<u>また</u> 、～静電気を利用してほこりを付着させて除去するものが <u>ある</u> 。
152	1	1.7 測定	1.7 測定 <u>器</u>
168	6	この5つの組み合わせで成り立っている。	この5つの組み合 <u>わ</u> せで成り立っている。
174	28	この方式の <u>こ</u> つである。	この方式の <u>コ</u> ツである。
175	5	専用パッドで研磨作業→除じん→水拭き、乾燥→床維持剤	専用パッドで研磨作業→除じん→水拭き・乾燥→床維持剤
183	20	均一に噴霧するのが <u>こ</u> つで、	均一に噴霧するのが <u>コ</u> ツで、
183	38	拭き上がるのが <u>こ</u> つである。	拭き <u>上</u> げるのが <u>コ</u> ツである。
196	7・8	「建築物保全業務積算基準」	「建築保全業務積算基準」
196	7	(財)建築物保全センター	(一財)建築保全センター
200	表7-1	所要作業員算出表 (専用区域、日常作業、昼間作業)	所要作業員算出表 (<u>共</u> 用区域、日常作業、昼間作業)
211	10	医療の一翼を担う重要な役割を果たしている。	医療の一翼を担う重要な役割を果たしている。
212	16	洗浄度の高い区域から低い区域へと	<u>清</u> 浄度の高い区域から低い区域へと
212	17	また、洗浄度区域によって	また、 <u>清</u> 浄度区域によって
218	図8-1	作業実施の流れと現場責任者業務	作業実施の流れと <u>清</u> 掃責任者業務
220	29	そのため汚染度の激しい <u>個</u> 所等に重点を絞って	そのため汚染度の激しい <u>箇</u> 所等に重点を絞って
224	27	点検を任せられた事業所、管理現場 <u>つ</u> いて	点検を任せられた事業所、管理現場 <u>に</u> ついて
225	14	改善を指示した <u>個</u> 所について	改善を指示した <u>箇</u> 所について
228	11	取り扱うごみ(再利用物 <u>含</u> む)が異なることに伴い	取り扱うごみ(再利用物 <u>含</u> む)が異なることに伴い
230	10	踏段やランディングプレートが <u>漏</u> れた状態になるので	踏段やランディングプレートが <u>濡</u> れた状態になるので
231	35	それに伴い、作業密度を従来より高くなって	それに伴い、作業密度 <u>は</u> 従来より高くなって
245	24	ごみ質を数値で表示する方法として <u>で</u> 容積質量	ごみ質を数値で表示する方法として <u>て</u> 容積質量
250	35	③処理確認のために返 <u>送</u> されてくる伝票	③処理確認のために返 <u>却</u> されてくる伝票

頁	行	2017版	2022版
252	図9-5	円グラフ表題と項目の重なり	記載位置修正
253	20	「グリーン購入法(第12編3節参照)」	「グリーン購入法(第12編第3節参照)」
259	図10-2	不安全行動?000・・・000? 不安全状態	不安全行動・不安全状態
261	27	点検表を作ることが望ましい。	点検表を作ることが望ましい。
283	26	第10条では、 <u>精密な作業は300ルクス以上、普通の作業は150ルクス以上、粗な作業は70ルクス以上と作業面の明るさを</u>	第10条では、 <u>一般的な事務</u> 作業は300ルクス以上、 <u>付随的な事務</u> 作業は150ルクス以上と作業面の明るさを
284	15	はく離剤には有機溶剤が含まれているものが	はく離剤には有機溶剤が <u>含</u> まれているものが
287	13	三つの要素を加算して <u>により</u> リスクポイントを求める。	三つの要素を加算してリスクポイントを求める。
292	脚注	(注2) 日和見感染症～病原体(弱毒微生物)が原因で発症する感染症	(注2) 日和見感染症～病原体(弱毒微生物)が原因の感染症
295	7	季節も考慮しながら作業を進める必要がある。	季節も考慮しながら作業を進める <u>る</u> 必要がある。
297	27	建築物の維持管理を行う事業者の登録制度や登録業者等の団体の指定制度が設けられたことなどが主な内容となっている。 この法律の主な骨子について説明すると	建築物の維持管理を行う事業者の登録制度や登録業者等の団体の指定制度が設けられたことなどが主な内容となっている。 <u>この「建築物環境衛生管理技術者」の選任について2021(令和3)年12月の改正により、一人の管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者となってもその職務の遂行にあたって特に支障がないときは、管理技術者を兼任することが認められた。</u> この法律の主な骨子について説明すると
298	26	②平面図および断面図～ ③その他維持管理に関し～ なお、帳簿書類の保存期間は①と③については5年	②平面図および断面図～ ③ <u>建築物環境衛生管理技術者が2以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることについて確認を行った場合はその結果を記載した書面</u> ④その他維持管理に関し～ なお、帳簿書類の保存期間は①と④については5年
299	表12-3	(2) 日常行う清掃については、当該建築物内の清掃の保持に努めるとともに	(2) 日常行う清掃については、当該建築物内の <u>清潔</u> の保持に努めるとともに
308	表12-7	(追記)	<u>※便所については新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられ、独立型便所を付加する場合の取り扱い、少人数の場合の例外と留意事項が示された(令和3年12月1日改正)。</u>
258	表10-1 表10-2	表題と表中の年度に齟齬	<u>平成29～令和元年度データに更新</u>
312	38	2) 図3-1 ビニル系床材の分類(JIS A 5705 2010版より作成)	2) 図3-1 ビニル系床材の分類(JIS A 5705 <u>2016</u> 版より作成)
317	2	1) 図8-1 作業実施の流れと現場責任者業務	1) 図8-1 作業実施の流れと <u>清掃</u> 責任者業務
317	41	1) 表10-1 ビルメンテナンス業事故型別労働災害発生状況(平成25～27年度)	1) 表10-1 ビルメンテナンス業事故型別 <u>死傷者数(休業4日以上)(平成29～令和元年度)</u>
317	42	2) 表10-2 ビルメンテナンス業年齢別労働災害発生状況(平成25～27年度)	2) 表10-2 ビルメンテナンス業年齢 <u>階級別死傷者数(休業4日以上)(平成29～令和元年度)</u>